



平成28年6月7日

仙台空港特定運営事業等に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、仙台空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

本事業は、公共施設等運営権を活用して仙台空港（以下「当空港」という。）の滑走路等の空港基本施設やビル施設等の一体運営を行う、本邦初の国管理空港コンセッション事業です。

航空ネットワークの拡充や商業店舗の拡充等の施策により、当空港及び当空港周辺地域の活性化が図られ、東日本大震災からの本格的な復興を牽引することが期待されております。

2. 対象事業者について

対象事業者名：仙台国際空港株式会社

※ 対象事業者は、東京急行電鉄株式会社（代表企業、本社：東京都渋谷区）および前田建設工業株式会社（本社：東京都千代田区）、東急不動産株式会社（本社：東京都港区）、豊田通商株式会社（本社：愛知県名古屋市）、株式会社東急エージェンシー（本社：東京都港区）、東急建設株式会社（本社：東京都渋谷区）、株式会社東急コミュニティー（本社：東京都世田谷区）の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資等による特定選定事業等支援を実施する予定です。